長崎県こども未来課(地域子育て支援班) 御中

【送付枚数 2 枚】

*ご意見の内容について確認させていただくこともありますので、以下の連絡先をご記入ください。なお、個人情報の保護については、厳正に取り扱います。

Ĺ	件	名	「長崎県少年保護育成条例の一部改正の骨子(案)」に対する意見
連	氏	名	社団法人電気通信事業者協会業務部 矢橋康雄
絡	住	所	〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
先	電話番号		(03) 3502-0991

《該当箇所》

該当項目名称・・・ (携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

《意見内容》

・第4条の3第1項

携帯電話・PHS事業者(以下、各事業者)は、他の自治体において施行された条例に倣い、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際にその理由を書面にて提出いただく等の運用を既に行っております。したがって、貴県において、既に他の自治体にて施行された条例に定められた理由とかけ離れた理由を規定することや、書面の様式を定めて保護者に二重の申告を強いることのないようご配慮いただきたいと考えます。

第4条の3第2項について

各事業者は、現在も携帯電話インターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずる可能性があること等を書面にて説明しております。その際、事業者によっては自社のフィルタリングサービスの説明もあわせて行うことから、独自の書面を用いるなど、各事業者工夫した対応をとっております。したがって、説明書交付義務の追加にあたっては、交付する説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている書面をもって要件を満たすこととしていただきたいと考えます。

・第4条の3第3項について

「第1項の書面が提出されたときに限り、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。」とありますが、書面が提出されない場合においても、電気通信事業者は電気通信事業法に規定されております役務提供義務(法第121条)により、役務提供の拒否はできません。書面提出の運用と、電気通信事業法との整合性等もご考慮いただき、関係法令と齟齬が生じないような運

用となるよう、事業者側の対応にご配慮いただけますようお願い致します。

また、同項においては事業者における当該書面の保存義務も定めていますが、前述のとおり各事業者は他の自治体において既に施行された条例に倣い運用を開始していることから、当該書面の保存方法についても各事業者が現在行っている運用をもって要件を満たすこととしていただきたいと考えます。

《該当箇所》

該当項目名称· · · (立入調查)

《意見内容》

立入調査等については、事業者の営業活動の妨げにならないようにご配慮いただきたいと考えます。

《該当箇所》

該当項目名称・・・その他

《意見内容》

各事業者の取組に不足があるとすれば、各事業者はご指摘を真摯に受け止め改善していく所存です。貴県や貴県警にて立入調査やアンケート調査等を行った場合には、 その結果詳細を分析し、改善すべき箇所を明確に事業者に対してフィードバックしていただけますと幸いです。

私どもは、貴県が教育・啓発の取組に熱心な県と認識しており、本条例は貴県の教育・啓発の取組を補完するものであると伺っております。条例施行時には、引き続き教育・啓発が最重要であり、フィルタリングさえかけていれば十分という趣旨ではない旨が県民に理解されるような広報・周知を行っていただきたくお願い申し上げます。